

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 利根郡昭和村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金	本村内に定住することを目的として新築住宅(家族との同居を目的として新たに建設された住宅であり、まだ人が居住したことがないもので、引き渡しを受けた日から1年以内のものをいう。ただし、総床面積が50㎡以上200㎡未満のものに限る)を建設する者。	①世帯責任者及び世帯員に村税等の滞納がないこと。 ②R6.4.1以降に新築住宅の引き渡しを受け、本村に10年以上定住することを制約した者。 ③新築住宅の引き渡しを受けた日において、世帯責任者が45歳以下であること。 ④過去にこの建設補助金の交付を受けたことがない者。 ⑤世帯責任者の名義で簡易水道事業及び集落排水事業に加入していること。 ⑥昭和村景観条例第10条の規定により届出をし、景観計画区域における行為の適合通知書を受けていること。	村内業者が施工 200万円 村外業者が施工 150万円	-	-	引き渡しを受けた日から1年以内	-	建設課	0278-25-3421	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/hojyokin/2017-0224-1331-29.html	
その他	助成	昭和村住宅リフォーム補助金	補助対象者が、村内業者によって個人住宅のリフォーム工事をし、その工事費が20万円以上要した場合	・昭和村に住民登録(外国人登録を含む。)があり、対象住宅を所有していること。 ・住宅の所有者及び全世帯員に村税及び使用料等の延滞がないこと。 ・当該リフォーム工事について、本村の他の制度による助成金等の交付を受けないこと。 ・村内業者(個人・法人)が施工する税込20万円以上のリフォーム工事	20万円	-	-	リフォーム工事着手前	-	建設課	0278-25-3421	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/hojyokin/2017-0224-1336-29.htm	
耐震診断費	助成	昭和村木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工した木造在来軸組工法で建築された平屋又は2階建かつ一戸建住宅又は併用住宅(1/2以上が住宅である建物)	・対象住宅を村内に所有し、当該住宅に居住している者(ただし、貸家を除く) ・村税や村の公共料金を滞納していない者	戸当たり3万円	-	-	4月～3月	予算の範囲内	建設課	0278-25-3421		
エアコン設置費	助成	昭和村高齢者世帯等エアコン設置助成事業	熱中症対策として、経済的にエアコンの設置が難しい高齢者や障害者世帯のエアコン設置費用の一部を助成	①自宅にエアコンが1台もない、または使用できるエアコンがない村内在住者 ②世帯全員の住民税が非課税、かつ村税等の未納がないこと ③75歳以上のみ世帯 ④身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、精神保健手帳1級の交付を受けている人がいる	対象経費1/2 上限5万円 1台に限る	-	-	工事着手	-	健康福祉課	0278-25-3285	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kenkou/ioseiseido/2025-0324-1809-23.html	
太陽光発電設備設置費	助成	昭和村住宅用太陽光発電システム設置補助金	住宅の太陽光発電システムの設置	・村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。 ・発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、第8条に定める実績報告を提出できること。 ・世帯の全員が村税等を滞納していないこと。	1キロワット当たり 25,000円 上限10万円	-	-	工事着工前	予算の範囲内	産業課	0278-25-3436	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/hojyokin/2017-0224-1340-29.html	
生ごみ処理機設置費	助成	昭和村生ごみ処理機等購入費補助金	・電気式処理機 ・コンポスト及びEM容器	・村内に住所を有する者。 ・堆肥化及び減量化された生ごみを、自己の責任において処理することができる者。	購入費の2分の1 上限2万円	-	-	購入後2ヶ月以内	予算の範囲内	産業課	0278-25-3436	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/gomi/2017-0224-1612-29.html	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金)	助成	昭和村給与生活者及び自営業者等住宅建設資金補助金	本村内に住宅を新築(新築された住宅で、まだ居住の用に供されたことのないものを購入した場合を含む。)する場合で、延床面積が200㎡以下の専用住宅。(当該固定資産税評価額の1.12パーセントの割合で算出した額)	・給与生活者及び自営業者等が本村に居住又は本村に居住しようとする住宅を建設。(当該補助事業1回限り) ・「昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金」の交付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと	10万円(予算の範囲内)	-	-	建設翌年の4月1日から3ヶ月以内	-	税務会計課	0278-25-3262		